

<対策のポイント>

我が国周辺海域における外国漁船の操業の悪質・巧妙化に対応して、水産改革の目的の一つである水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、**漁業取締体制を強化**するとともに、外国漁船の影響を受けている**漁場の機能回復**や**漁業者の経営安定・被害救済への支援**を行います。

<政策目標>

漁業取締りの強化等による水産資源の適切な保存及び管理の推進と漁業者の経営安定

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 漁業取締りの強化

- 外国漁船等の違法操業への取締強化を図るため、漁業取締船（官船）1隻の代船建造、1隻の新船（官船）の建造を行い、令和3年度末には9隻に増えます。また、取締能力の高い漁業取締船（用船）を1隻増やし、漁業取締体制の強化を図ります。

[事業実施主体] 国（水産庁）

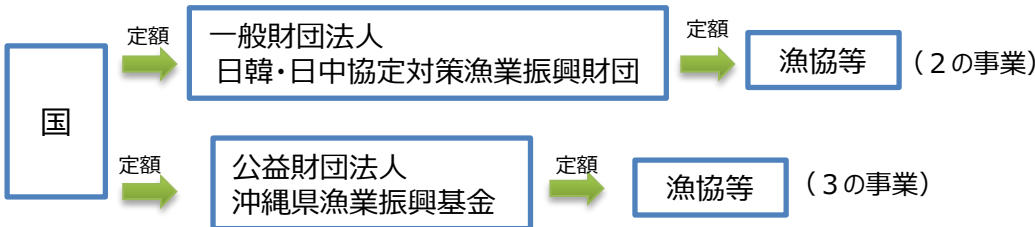
2. 韓国・中国等外国漁船操業対策事業

- 急増する韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国海域において、漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

3. 沖縄漁業基金事業

- 日台漁業取決め海域等において、沖縄の漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

<事業の流れ>



・漁業取締体制の強化



・大型化による耐航性の向上
・取締装備の性能の向上

官船 令和元年度末 8隻 ⇨ 令和3年度末 9隻（見込み）

・漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分の支援等



・漁業者が行う外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害復旧の支援等



【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁漁業取締課 (03-3502-0942)
(2、3の事業) 水産庁管理調整課 (03-3502-8469)